

令和6年 第3回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和6年3月11日（月）

午後1時59分から午後2時38分

場所：宇城市役所本館3階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

欠	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
吉利 健	早川 一伸	中塘 万格人
近藤 洋之	欠	澤村 賢治
上村 君博	欠	欠
欠	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

中田 修
森田 良光
竹村 寛治

田中 起代登
吉川 勝弘

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）林田 直樹 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後1時59分）

日程第1 議事録署名委員の決定について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第9号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

日程第5 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第6 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第7 議案第12号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 1 時 59 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 6 年第 3 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名中全員のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。
開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。先月の大川市農業委員会での研修会、また、八代でのブロック研修会と大変お疲れさまでした。勉強になったのではないかなと思っております。また、参加をされなかった方々は次回参加をして頂きますよう、よろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 6 年第 3 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひします。
日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、4 番 松川奈保美委員、5 番 村嶋政弘委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 8 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。
令和 6 年 3 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番及び 2 番は、	1 番	村山委員より
申請番号 3 番は、	三角 1	中田委員に代わりまして
	1 番	村山委員より
申請番号 4 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 5 番は、	松橋 1	中塘委員より
申請番号 6 番は、	9 番	坂本委員より
申請番号 7 番は、	11 番	吉富委員より
申請番号 8 番は、	小川 1	森田委員に代わりまして
	小川 5	野田委員より
申請番号 9 番は、	小川 4	河島委員より
申請番号 10 番は、	13 番	本田委員より
申請番号 11 番及び 12 番は、	豊野 1	小田委員より

それぞれ説明を求めます。

村山委員

申請番号 1 番と 2 番は関連しておりますので一緒に説明させていただきます。詳細は記載のとおりです。申請事由は親戚間の贈与と新規就農による売買となっております。受人は数年前に会社を定年退職されており、農業に対する意欲も十分に感じられ、農地取得後も農地を効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと認められることから許可は可能と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして申請番号 3 番について説明させていただきます。

詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大となっております。渡人と受人は数年来の付き合いをされております。取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められることから、許可は可能と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

橋本委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇町〇〇、県道〇〇線の〇〇から〇号線の方に 100m 位入った所の場所です。申請事由ですが、渡人はもう農業はやっておられない、受人はこの土地を 8 年前から作っている、従って渡人がもういないということで、受人がまあいいでしょうという事でもらって贈与という形でされております。田んぼの中の真ん中ですので、全然問題はありませので承認の程、よろしく申し上げます。

中塘推進委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。渡人が離農されるという事で、受人にこの土地はやるから作ってくれという事での贈与でございます。受入宅は後継者もあり、農業者として何ら問題ないと思われます。よろしくお願い致します。

坂本委員

申請番号 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大です。渡人が〇〇県と受人が〇〇町となっておりますが、この 2 名はもともと〇〇区の同じ地区内でありまして、全て資産を売却したいとのことで、受人にお願いをして今回、金額は安いですが区に迷惑をかけたくないとのことで今回、申請があがってきておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

吉富委員

申請番号 7 番について説明します。詳細は記載のとおりです。渡人、受人は親子関係になっております。ご審議よろしくお願い致します。

野田推進委員

申請番号 8 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、経営規模拡大による売買です。受人は以前より渡人の土地を耕作されて今回の売買となったようです。ご審議よろしくお願い致します。

河島推進委員

申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇線、〇〇から山を越えて〇〇に向かう所の高速道路に面した一角です。この案件は親子間の使用貸借で、受人は家族 6 人で水稻、葉タバコ、メロン等を栽培している専業農家です。申請農地には玉ねぎを栽培する予定となっておりますが、後継者である受人は経営の中心となって農業を行っており、また、地域の重要な担い手でもあり特に問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

本田委員

申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買です。譲受人は長年、柿栽培をされており、今回、隣接する柿畑を渡人から買ってもらえないかという事で、売買になったという事です。農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみても、許可は可能かと思われます。審議よろしくお願い致します。

小田推進委員

申請番号 11 番について説明します。これは受人と渡人が親子間の贈与で何ら問題ないと思います。

続きまして、申請番号 12 番について説明します。詳細は記載のとおりです。これは受人の所有する土地の近くに全部集積しておりまして、ここに書いてある通り〇〇〇ということで〇〇〇との取引となっております。価格もものすごく安いんですけども、買ってもらえる人がいないという事でこのような金額になりました。審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 12 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、

ご意見をお尋ねします。

議 長 質問、ご意見はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 12 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第 8 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 12 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 9 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 9 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第 9 号、農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について
農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委員会の意見を求める。

令和 6 年 3 月 11 日 提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。
続けて詳細説明を致します。

申請番号 1 番につきましては、当初計画者は議案書に記載されている方の親になりますが、死亡されたため、この方が相続されており、現在の所有者となっております。当初計画では、申請地に農家住宅を建築するということで、農地法第 5 条の許可を平成〇年〇月〇日付けで受けましたが、事情により申請地に農家住宅を建てることなく死亡し、相続しましたが、農家住宅を建てる予定がなかったため、事業を遂行できなかったとのことです。

今回娘婿である承継者から、個人住宅を建てたいと相談があったため、本申請に至ったそうです。

地番の〇〇〇-〇については、申請地の隣の方との共有名義になっており、平成〇〇年に通路として転用許可がなされ、通路として利用されているため、今回〇〇〇-〇のみの申請となっています。

転用者の承継を伴う事業計画変更承認申請の場合は、農地法第 5 条の許可を受ける必要がありますので、後ほどの議案第 11 号で 5 条の申請が出ています。周囲の農地や営農上も問題ないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、審議番号 1 番について事務局より説明がありましたが、案件について

て何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 9 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 9 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 10 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 10 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 3 月 11 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) アの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします

議 長

申請番号 1 番は、 6 番 河野公明委員より
申請番号 2 番は 8 番 山田委員より
説明を求めます。

河野公明委員

申請番号 1 番について説明します。転用事由が集合住宅になっております。アパートの建設で、7 戸のアパートを申請人が建設されるということです。所在地は〇〇〇線から〇〇小学校に上がっていく道があります。それをずっと上がっていきますと、〇号線を越えるこ線橋がありまして、その橋を渡った先になります。この総会資料で、奥の方に〇〇〇が写っておりますがこれが〇〇〇になっております。区長さんからの排水同意と隣接同意もとれております。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

山田委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。
転用事由が通路となっております。ここは既に通路として利用されておりました。

て、その所がまだ転用がなされていなかったとの事で申請があがっております。それで、始末書が添付されております。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件についての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員の皆さまから報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番及び2番について各委員より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、申請番号1番及び2番について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第10号の農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号1番及び2番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第6、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第11号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第11号、農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和6年3月11日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求め

る。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番及び 2 番は、	5 番	村嶋委員より
申請番号 3 番は、	松橋 3	田中委員に代わりまして
	8 番	山田委員より
申請番号 4 番は、	9 番	坂本委員より
申請番号 5 番は、	小川 5	野田委員より

それぞれ説明を求めます。

村嶋委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。場所は〇〇〇より南へ 100m 行った所にあります。転用事由は宅地分譲です。ここに 2 軒ほど建つ予定で、その周りに 4 軒か 5 軒位建つ予定になっています。

続きまして申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は宅地拡張、貸駐車場となっています。これも〇〇〇より南へ 100m 内の所にある場所です。区長の排水同意、隣接同意もありますので何ら問題ないと思われます。申請番号 1 番も排水同意、隣接同意もありますので、何ら問題ないと思われます。以上です。

山田委員

申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅と水路になっております。場所が県道の〇〇神社から〇〇方面へ抜ける道がありますが、〇〇に行く方に JR の踏切がありますがその手前になります。面積が〇〇〇㎡となっていますが、その内の水路が〇〇㎡で実質〇〇〇㎡が申請となっています。何ら問題はないかと思います。以上です。

坂本委員

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由が建売住宅で 7 軒位建てられるとのこと。会社が〇〇県という事で支社が熊本にあるそうです。場所は〇〇小学校から南の方へ〇川がございます。〇川を渡ったすぐの所に以前は〇〇がございましたが、その隣接の土地でございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。排水同意等も取られており、何ら問題はないかと思ひますのでご審議よろしくお願ひします。以上です。

野田推進委員

申請番号 5 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は個人住宅となっています。場所は〇〇正門より南へ 60m、そして東の方へ 50m 位入った住宅が立ち並ぶ一角となります。排水同意、隣接同意も取れており貸人

と借人は義理の親子関係だそうです。審議方よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件についての農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番及び2番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号3番、4番の〇〇〇〇-1、5番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号4番の〇〇〇〇は、特定土地改良事業の対象となった第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただ今、申請番号1番から5番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

山本推進委員 はい。

議 長 山本委員をお願いします。

山本推進委員 お尋ねです。
総会資料の8頁の字図で赤枠で申請地を3筆囲ってあるのはどういう関連でしょうか。

議 長 事務局をお願いします。

事務局 総会資料の8頁、農地法5条の申請番号1番ですが、申請地が緑で記してあって、その周りに赤枠で囲ってある所があると思いますが、今回の申請は農地とほか宅地、雑種地を含む事業計画になっておりまして、赤で囲ってある所は全部の事業計画の筆を囲ってありまして、申請地と書いてあるのが今回その農地に該当する所でございます。

山本推進委員 雑種地ということですね。3筆が。

- 議 長** 事務局お願いします。
- 事務局** 宅地と雑種地です。
- 山本推進委員** そうですか。結局、グリーンの所が農地という事ですね。
後は宅地と雑種地が混ざっているという事ですね。わかりました。
- 議 長** ありがとうございます。
それでは他に何か、質問等ございませんか。
(意見なし)
- 議 長** 意見もないようですので、申請番号 1 番から 5 番について、承認される方の
挙手を求めます。
(委員挙手)
- 議 長** 全員挙手です。よって議案第 11 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に
ついて、申請番号 1 番から 5 番は原案どおり承認することに決定されました。
- 議 長** 日程第 7、議案第 12 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用
地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。
議案第 12 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。
- 事務局** 議案第 12 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集
積計画の決定について
次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。
令和6年3月11日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に
よる農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規
定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。
以上です。
- 議 長** 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりま
した総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は
割愛させていただきます。
- 議 長** それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方
は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員
にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何かご意見、質問はありませんか。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、議案第 12 号について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 12 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思います。以上です。

議 長 これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 3 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 （午後 2 時 38 分）職務代理者の号令による、起立、礼。